

「インフレーション会計と 歴史的原価概念」

“Inflation Accounting and Historical Cost Concept”

東　山　栄　次

- I 問題の所在
- II 歴史的原価の本質
- III インフレーションと歴史的原価の修正
- IV インフレーション会計の展開
- V FASBの見解とSSAPの見解
- VI 結語

I 問題の所在

インフレーション会計は、「一般に是認されている会計原則」が歴史的原価主義に依拠するかぎり、古くて新しい問題として従来より問われ続けてきている。いわゆるインフレーション会計の体系的な研究は、1930年代のH. W. Sweeny の先駆的業績^{注1)}をはじめとして、多くの理論的成果を蓄積して今日に至っている。殊に、1940年代中葉から50年代にかけての戦後インフレーションが、歴史的原価主義の防衛か離脱かをめぐって、すぐれて制度的な次元で問題提起してきたことは記憶に新しいところである。修正原価か取替原価かのいずれによる減価償却費の計上が妥当であるかに関する選択も、税制による部分的な対処を導いたとはいえ、その後のインフレーションの鈍化傾向に支えられて、問題の根本的な解決をみるとなく繰延べられてきている。

近年におけるインフレーションの進展は、歴史的原価主義を制度的ルールとする各国の財務諸表制度に、深刻な影響を及ぼすに至っている。各国の会計諸団体や諸機関は、特に1973年から1975年にかけての急激なインフレーションに

「インフレーション会計と歴史的原価概念」（東山）

直面して、それに対処する各種の提案や勧告を行なっており、^{注2)} さきの繰延べられた問題に対しても情報の量的・質的増大という方法を通じてではあるが、それなりの解決をはかろうとしていることとあわせて、近い将来において、現行制度になんらかの改革が部分的であれ試みられることが予測されている。

本稿においては、そうした最近の動向を織込みながら、インフレーション会計の基本的構造とその理論的背景を歴史的原価概念を中心に解明しようとするものである。尚、現在原価会計 (current cost accounting) と取替原価会計 (replacement cost accounting) は、これを歴史的原価会計 (historical cost accounting) と対比して考える場合、共に大同小異であるから、本稿においては両者の厳密な相違を不問に伏し、便宜上これらが同一の会計制度（時価主義会計）であると見做して論攻を進めることを、あらかじめ前置しておきたい。

注 1) Henry W. Sweeny, *Stabilized Accounting*, New York, Harper & Bros, 1936

注 2) アメリカにおいては、証券取引委員会による

Accounting Series Release No. 190, SEC Docket, Apr. 6, 1976

財務会計基準委員会による

Financial Reporting in Units of General Purchasing Power, Dec. 31, 1974

イギリスにおいては、政府機関による

Report of the Inflation Accounting Committee, *Inflation Accounting* (いわゆる Sandilands 報告書), Sept. 1975

勅許会計士協会による

Accounting for Changes in Purchasing Power of Money, (いわゆる SSAP 7) May 1974

オーストラリアについては、会計協会による

A Method of Current Value Accounting, Jun. 1975

勅許会計士協会による

A Method of Accounting for Changes in the Purchasing Power of Money, Dec. 1974

「インフレーション会計と歴史的原価概念」（東山）

が発表されている。いずれも前者が current cost accounting (又は replacement cost accounting) を、後者が general price level accounting (又は general purchasing power accounting) を提唱している。

尙また、カナダでも勅許会計士協会が

Accounting for Changes in the General Purchasing Power of Money,
Jul. 1975

を発表している。

II 歴史的原価の本質

およそ、特定の会計主体に属する財産を対象として、会計がになっている最も基本的な職能は、その財産の保全・管理及び運用について、会計主体に係わる会計責任 (accountability) の発生から解除に至る過程を明らかにすることである。

こうした会計責任 (アカウンタビリティ) は、その発展の初期においては、主として企業に資金を提供する株主や債権者に対してのみ認識されているにすぎなかった。いわば一群の特定の利害関係者の立場から、会計が利用されるにすぎず、従ってこうした事情においては、アカウンタビリティといっても、その範囲はきわめて狭く限られたものであった。かように、会計発展の初期においては、企業は、株主や債権者などの資金提供者から資金の管理・運用を委託された受託者であると考えられ、従って委託者に対して、委託された資金（もしくは財産）を適切に保全し、その管理・運用の状況ならびに結果を正確に測定し伝達する義務があった。こうした受託責任 (trusteeship, stewardship) を会計機能を通じて遂行しようとするのが、アカウンタビリティである。^{注3)}かかるアカウンタビリティは、本来、委託者から資金の委託を受けることによって発生し、その運用の結果残留するいっさいの財産を委託者に返還することによって解除されることになる。しかし、継続企業を前提とする現代企業においては、残余財産の分配ということは考えられないから、委託者に対するアカウンタビリティは、株主総会への決算報告とその承認をもって一応解除されるものと考えることができる。

「インフレーション会計と歴史的原価概念」（東山）

ところで株式会社制度の発展について、企業それ自身の大規模化と、所有と経営の分離がみられ、これに伴ってアカウンタビリティの範囲も拡大した。企業は多数の出資者から投資を受け、また将来も投資を受けるであろうために、投資大衆に対して責任を負う。企業は多数の従業員を雇用するがために、労働大衆に対して責任を負う。広範囲にわたる顧客に財貨や用役を提供するがために、価格や料金を支払う消費者に対しても責任を負う。多額の税を納付するがために、企業に課税する政府や統制・監督にあたる官庁にたいしても義務を負っている。^{注4)} これらの投資大衆・従業員・顧客・政府・官庁なども、すべて企業の利害関係者である。いわば公共社会全体が企業の利害関係者となる。このため、利害者集団への情報の提供というアカウンタビリティは、社会全体に大きな比重を占めるようになってきた。

こうして企業は、単に株主や債権者に対するアカウンタビリティだけでなく、すべての利害者集団に対して、信頼できる適正な会計情報の提供が要請されるに至った。企業は利害者集団の委託を受けて、公共社会の福祉や利益に貢献しなければならないという社会的責任を負っている。こうした企業それ自身の社会性から、会計もまた社会的責任を負う。かかる会計の社会性は、既にそれ自身、現代会計の持つ一つの大きな特質であって、このため会計の社会に対する責任遂行に大きな期待がかけられているといえよう。

ところで、このような考え方を積極的に前面へ押し進めるいわゆる「企業体理論」においては、こうしたアカウンタビリティを達成するために、会計はまず企業をとりまく種々の利害者集団との取引関係を測定し、彼らの協働の結果としての企業の社会的責任遂行の度合いを明らかにしようとする。即ち企業においては、単に「株主利益」だけでなく、労働利益や消費者利益など種々の利害者の利益を調整した企業の社会的貢献の度合いを示す「企業利益」を測定しなければならない。かかる企業利益の測定が行なわれることによって、利害者集団間の利害調整の過程や結果を明らかにすることができますからである。

しかしながら、現行の会計は、利益を「株主利益」とする立場をとっている。企業における関係集団の利害調整といっても、株主集団の地位をそれ以外の集団と同列においてとらえるわけにはいかない。企業危機の最終的負担者が

「インフレーション会計と歴史的原価概念」（東山）

株主集団であるということを無視することは、資本主義体制の否定に通ずるからである。会計が、まず企業をとりまく経済的・政治的・社会的環境から論じられていることの意義をここにはっきりと知ることができるのであり、これは又、会計の現実主義を如実に物語るものであるといえよう。

ところでアメリカでは、企業と株主とを実質的に別個の存在としてみつつ、なお両者間の関係を受託関係（stewardship）として理解するのが通説となっている。そして利害調整機能も、それは所有関係を至上権（supremacy）とする伝統的な見方に対する穩健な修正意見として受けとめている。ドナルドソンは、この点を次のように説明している。^{注5)}

「経営者と所有者が一体であった時代にのみ存在した株主利益絶対優先を捨てた後も、経営者は他のどのような集団よりも株主に対する責任を重視している。このことはいうまでもなくつぎのことを意味する。すなわち利害対立が表面化したとき、経営者は労働組合や消費者などの他の利害者集団に対して『より多くの責任』を果すために、株主の利益をどれだけ犠牲にすべきかを決定しなくてはならない。しかしそれによって、財務計画の方向や業績測定の基準が変化したわけではない。ただ株主に対する報酬を向上させる度合いが、他の利害者集団に対する認識の増大に応じて低下したこと意味するにすぎない。」

さて、こうした利益概念の相違とアカウンタビリティの関係については、ここではこれ以上の追求をさしづかることとし、従って、現行会計上通説とされているいわゆる「株主利益」概念でもって以下論を進めることとしよう。

かくて、企業会計が担っている最も基本的な職能は、当該企業に属する財産の保全及び管理・運用に関するアカウンタビリティの発生から解除に至る過程を明らかにすることである。この場合、アカウンタビリティは企業の管理責任者が受託した財産の保全及び管理・運用過程を明確に記録し計算し報告することによって遂行されるのであるから、会計記録に計上される数値は、このアカウンタビリティ遂行過程を客観的に表示する能力をそなえているとともに、当該数値の記録によってこの過程を確実に検証し得る能力をそなえていることが要求される。このとき、企業会計では、こうしたアカウンタビリティ遂行過程

「インフレーション会計と歴史的原価概念」（東山）

を明らかにするために、当該財産が当該企業に入ったその時の数値—当然のことながら貨幣数値をもって統一的に表わされるのだが—を客観的に表現する取引価額をもって記録に計上することが不可避的に要求されるのである。これが継続企業の会計上、歴史的原価 (historical cost) あるいは取得原価 (original cost, acquisition cost) と称されるのである。従って、継続企業の財産の保全・管理・運用に関する会計のプロセスは、資産・負債・資本・費用・収益のすべての項目につきこれらの項目にかかる取引発生の事実に即して成立した貨幣額、即ち取得価額をもって会計記録の設定から決算報告書の作成に至るまで首尾一貫して継続することによって、会計上 1 サイクルを完遂することになり、その時の残高を次期へ繰越すことによって次のサイクルにおける企業のアカウンタビリティが設定されることになる。

ところで、取得原価主義を裏付ける根拠として、しばしば計算の明瞭性、確実性あるいは客観性があげられ、これをとくに、第三者に対する会計数値の正当なことの証明の可能性、検証の可能性と解するのが、普通の理解の仕方であるとされている。しかしながら、明瞭性、確実性が維持されるならば、なにも原価主義を固執する必要はないとの反論もありうる。事実、A I C P A の会計調査研究双書第 3 号として出されたスプラウス・ムーニッツの会計原則試案にも、過去において低価主義が多く採用されており、このことを通じて時価を客観的に把握する訓練をつんでいるのであるから、この時価の利用を拡張して価格上昇時にも時価を採用してよいではないか、との意見が述べられている。^{注6)}

計算の明瞭性、確実性を維持するために原価主義をとるという消極的な擁護論ではなく、原価主義が現実の取引の結果を示すものであり、従って過去の意思決定の記録された経験を示すものであることに、より積極的な意義を見出すことが重要であろう。取得原価をただ過去の市場価格を反映するものというだけでなく、それに歴史的原価 (historical cost) という表現が使われるところに大きな意味を認めるべきである。この点に関して、リトルトン・チンマーマンの次の様な興味深い文章を少し長くなるが引用しておこう。^{注7)}

「……交換によって決められた価額をもつ取引 (exchange-priced transa-

「インフレーション会計と歴史的原価概念」（東山）

ction) は、ある瞬間の事実と、ある特定の企業の経歴におけるまぎれもない事実と、独立の当事者間の共同決定についての明確に設定された尺度とを示している。このことはとりわけ重要である。その決定が、その後の検討では例え賢明なものでなかった事が証明されたとしても、記録された経験は『経験から学ぶ』というプロセスにとって重要な貢献をするものである。

記録された経験の『意思決定』の側面が、取引の金額や性格よりはるかに重要である。記録された貨幣的対価の金額 (recorded money price amounts) の統計的有用性は、この様な取引をひきおこした意思決定の高い意義をぼやかしてはならない。諸勘定や会計の集約一覧表は生氣のないものである。その数値は、読者がその背後にあるものを確かめ、これらの数値が測定している行為を感得する時にのみ、有意義なものとなりうる。

企業の会計数値は、それを単に量的な数値としてみるならば、会計の眞の本体を見出すことのさまたげとなろう。交換によって決められた価額を持つ取引を記録するために利用される数値は、しばしば『価値』という用語によって示される觀念を読者に伝えている。しかしながら、この用語は特定の取引にはいった両当事者の意思決定に関連させてみる時、最も有意義なものとなる。契約された取引がある勘定に1口の金額で示される時、その金額は投下されたコストを象徴している。この様に象徴された項目の『価値』の決定は、ただ偶然性が示し得る事柄である。

会計理論は、もしこの側面を心に銘記しておくならば、より理解しやすいものとなろう。『歴史的原価』が或る状態のもとで『非現実的なもの』のように見えたとしても、それに対する手法として、会計がコストについての手法と、バリューについての手法として同時に役立つものでないというところに、会計にみられる限界の1つがあるということを想起してみれば充分である。」

注 3) A. C. Littleton & K. V. Zimmerman, Accounting Theory; Continuity

「インフレーション会計と歴史的原価概念」（東山）

and Change, Prentice-Hall, 1962, pp. 23—24

注 4) W. A. Paton & A. C. Littleton, An Introduction to Corporate Accounting Standards, AAA, 1940, p. 2

中島省吾訳「会社会基準序説」3頁

注 5) G. Donaldson, Financial Goals; Management vs. Stockholders, Harvard Business Review, May-June 1963, p. 119

古川栄一監訳「J. F. ウエストン、企業財務の方法」10頁

注 6) R. T. Sprouse & M. Moonitz, A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises, AICPA, An Accounting Research Study No. 3, 1962, p. 32

佐藤孝一・新井清光共訳「アメリカ公認会計士協会、会計公準と会計原則」149頁

注 7) A. C. Littleton & K. V. Zimmerman, op. cit., p. 6

III インフレーションと歴史的原価の修正

企業会計上、先にみた歴史的原価が、アカウンタビリティの発生から解除に至るいきさつを明らかにする測定尺度として、即ち貨幣数値概念として実際に機能するためには、一つの重要な条件がみたされなければならない。その条件というのは、「測定尺度は不变である」^{注8)} ということである。

しかしに、現実の経済社会において経験されているところでは、貨幣の価値はつねに変動している。そこで、企業会計がその資本性財産の保全・管理及び運用に関して、アカウンタビリティの推移するいきさつを明らかにする貨幣計算としての分配可能利益計算（いわゆる株主利益計算）を歴史的原価を通して一貫的に遂行するための論理的構造をささえるために、会計学上ならびに会計制度上設けている仮定が、いわゆる貨幣価値不变の公準もしくは「貨幣価値の変動を無視する」^{注9)} 公準なのである。

ところが、現実に貨幣の価値はつねに変動しているにもかかわらず、貨幣価値は不变である、もしくは貨幣価値の変動を無視するという公準の上に企業の貨幣会計が矛盾なく構成され得るというのは如何なる理由に基づくかといえば、それは、貨幣の価値が短期的には上下に波動しているが、長期を通じてみ

ると平準化されるのが経済社会の実情であるとすることによる。^{注10)}

もし、経済社会の実情が、例え短期的には貨幣の価値が上下に波動しながらも長期的にはその水準が低落する一方であるとすれば、企業会計における貨幣価値不变の公準の存立基盤が失われることとなる。即ち、貨幣の価値は不变であるという環境のもとに歴史的原価が企業会計において果してきた貨幣計算を通しての分配可能利益測定機能は、阻害されるか、はなはだしい時は破壊さえされてしまうこととなる。

従って、企業会計がその財産の保全・管理及び運用の過程についてアカウンタビリティの推移を解明するためには、その記録・計算・報告の諸領域を通じて歴史的事実から遊離しないことがどうしても要請される。しかるに、インフレーション下においては、貨幣価値の変動にもとづく測定単位の価値尺度機能の衰退ないし破壊から生ずる会計数値の異質性が、利益測定および報告の意義を減退させ、もしくは喪失されることとなる。従って、企業会計が本来的に担う職能を貨幣価値が変動するという条件下においても完全に果さなければならぬとすれば、アカウンタビリティの推移する過程を解明するための歴史的原価による会計領域を残しておく必要がある一方、これと並んで、歴史的原価に基づく財産計算・損益計算の全領域に亘って現われるところの貨幣価値変動に基因して生ずる異質数値を同質数値に修正し、この同質数値に基づいて、財産の保全管理運用状況と分配可能利益の計算及び報告を行なう領域を設ける必要がある。この後者の要請にこたえる体系的会計方法を、貨幣価値修正会計または修正原価会計ないしは、インフレーション会計と呼んでいる。

注 8) W. A. Paton, *Corporate Profits*, Irwin, 1965, p. 35

注 9) W. A. Paton, *ibid.*, p. 35

注10) H. A. Finney & H. E. Miller, *Principles of Accounting-Intermediate*, Prentice-Hall, Asia ed., 1967, p. 623

IV インフレーション会計の展開

一般に貨幣価値変動の修正という場合、一般物価指数の利用による貨幣価値修正と理解するのが通説とされるが、それを特定の個別価格指数による貨幣価値修正の意味に利用する見解もある。従来のインフレーション会計の理論においては、後者の見解は無視され、もっぱら一般物価指数による貨幣価値修正が取り上げられてきた。即ち、貨幣価値の変動というとき、それは一般物価水準の変動をあらわし、それが貨幣の一般購買力の変動を意味すると考えられてきた。

ここに、貨幣単位の一般的購買力とは、「財貨や用役を管理指揮する力」^{注11)}であるということができる。そしてそのような目的に対して、その価値は一般物価水準と逆に変動する。例えば、一定期間中に一般の物価が2倍になれば、貨幣の購買力は半分になる。即ち 現在手持ちの100円は、以前に50円で取得された財貨および用役を管理指揮する力を有すると表現される。

かくてインフレーション会計は、歴史的原価数値を或る一定の時点における貨幣購買力尺度によって、統一的に修正する会計であるということができ、このため、インフレーション会計はまた購買力変動会計ともいわれる。さらに、歴史的原価数値を、一般物価水準変動分だけ、その変動を表わす一般物価指数によって修正するところから、一般物価水準変動会計ともよばれる。

こうしたインフレーション会計は、伝統的な歴史的原価会計に対して、前項で指摘した如く修正原価会計といわれる。修正原価会計は歴史的原価会計の延長であり、広義の原価主義会計に属することも周知の通りである。

ところが、貨幣価値の変動というとき、それは一般物価水準の変動だけでなく、個別物価の変動もあり、両者の変動はかならずしも同じではない。これまでのインフレーション会計においては、個々の資産の物価変動は取り扱われなかつたし、また逆に、こうした個別物価の変動は、歴史的原価——修正原価という、広義の原価主義の領域においては、原理的に取り上げられることもなかった。

これに対して、個々の資産の現在原価（又は取替原価）を重視する会計は、時価主義会計と呼ばれ、そこではもっぱら個別物価の変動が取り上げられる。いいかえれば、時価主義会計においては、個別物価の変動のみが取り上げられ、一般購買力の変動は含まれない。従って、時価主義会計は、伝統的・慣習的な原価主義会計に対して、これと対立する会計理論であるといわれる。

さらに、こうした物価変動に関連して、しばしば原価主義会計と時価主義会計の相違点を明確にする主張として持ち出される見解に、購買力資本維持概念と実質資本維持概念がある。前者は、一般物価指数によって修正した時の利益を修正された歴史的原価による利益概念 (adjusted-historical-cost concept) と規定し、いわゆる 購買力資本維持に立脚している。そこでは 資本の大きさは、原初的な資本拠出額に含まれる購買力単位数 (purchasing-power-units) によって測定され、従って物価水準が上昇すれば、それと比例的に維持すべき資本の名目金額も増加することになる。これに対して後者は、個別物価指数によるときの利益は現在原価による利益概念 (current-cost concept) と規定され、実質資本維持に立脚しているとされる。この点についてジンサーは、ケナーの次の文章を引用している。^{注12)}

「ここでは、貨幣や購買力単位よりはむしろ物、物的財貨に重点がおかれて いる。その結果として、期首における資本は一団の物的資産から構成されており、それは終局的には資金に転換されるにしても、その資金の一部は物的資産の取替に利用され、その剰余が当該期間の利益である。そこでは、物の貨幣や購買力単位による会計から貨幣の物による会計への転化がみられるのであって、完全に維持すべき資本は実在の物的資本 (real physical capital) であって、財務的な資本 (financial capital) あるいは統合された購買力 (apool of purchasing power) ではない。」

かくて、一般物価水準の変動と個別物価の変動の影響とは、それぞれ別個に取り扱われてきたが、しかしそれはまた、同時に取り扱うこともできる。けだし、個別物価の変動だけが認識されるならば、それは時価主義会計であつていわゆるインフレーション会計とはいひ難いが、個別物価の変動と共に、一般物価水準の変動に伴う修正を同時に行なうならば、それはインフレーション会計

の展開である、ということができる。

このように、現在原価による個別物価の変動の認識は、一面において、インフレーション会計の側面をもっているともいえる。近年の世界各国の会計学界にみられる新しい動向は、こうした個別物価、いいかえれば個々の資産の時価 (current cost ないしは、replacement cost) を、インフレーション会計の領域に導入しようとする主張である。^{注13)} これは一般に現在価値会計 (current value accounting) と呼ばれているが、端的にいえば、時価主義会計の理論展開である。

さて、こうした観点に立って、インフレーション会計の理論を整理してみると、評価基準として歴史的原価と時価とりわけ現在原価のいずれをとるかの問題と、一般物価水準の変動修正をするかしないかの問題とは、別個のことがらであり、従ってその組合せを考えることによって、次のように四つの異なる会計基準を考えることができる。^{注14)}

		歴史的原価基準	現在原価基準
一般物価修正	しない	(1) 過去の貨幣価値 歴史的原価	(3) 過去の貨幣価値 現在原価
	する	(2) 現在の貨幣価値 歴史的原価	(4) 現在の貨幣価値 現在原価

これら 四つの会計基準のうち、いうまでもなく、(1)が歴史的原価会計 であり、(2)が修正原価会計である。従って、いずれも広義の原価主義会計に属し、一般に インフレーション会計 という時は、この(2)の修正原価会計をさしている。この場合、一般物価水準変動によって修正された修正値は、との歴史的原価数値に対して、補完的な役割を果すことになる。

これに対して、(3)および(4)は、時価主義会計の領域に属する。従って、概念的には原価主義会計とは、まったく別個の会計領域である。このうち、(3)は個別物価の変動だけが認識され、インフレーション会計の側面をもたない時価主義会計である。ところが、(4)は一般物価水準の変動と、個別物価の変動の影響とが同時に取り扱われ、いわゆるインフレーション会計として展開されるところ

「インフレーション会計と歴史的原価概念」（東山）

るの時価主義会計である。

このように、時価主義会計は概念的には原価主義会計とは異質のものであり、別個の会計領域に属するものであるが、しかしインフレーション会計という観点からみる時、両者に共通する側面を認めることができる。

ところで、先の図解に基づいて、ここで若干の補足を加えれば、一般物価の変動修正と個別物価の変動修正との問題は、これを整理すれば、次の2つの場合に分けられる。

第1は、先の図解の(2)の基準と(3)の基準の比較としてとらえる場合である。この場合には、問題点は簡明で、企業自体の立場から実質資本維持を考えるならば、当然(2)ではなく、(3)をとるべきだというにすぎない。

第2は、時価とりわけ取替原価の採用を前提として、先の図解の(3)と(4)の比較としてとらえる場合である。(4)の基準による時には、歴史的原価を一般物価指数で修正し、現在の貨幣価値に換算した修正原価が計算要素として加わるために、歴史的原価と取替原価との差額は、次のように2分されることになる。

(イ) 歴史的原価と修正原価の差額

(ロ) 修正原価と取替原価の差額

一般物価の変動修正を問題にするとき、(イ)の部分は資本修正と考えるのが通例である。それに対して、(ロ)の部分については、それを資本修正とみるか、損益に属するものとみるか、意見が分かれているが、最近では、後者を支持し、それを保有損益と規定する意見が有力である。ただし、この場合といえども、保守主義の概念に基づく実現のテストを受ける時は、未実現利得を資本修正とみることにかわりはない。^{注15)}

注11) R. F. Salmonson, Basic Financial Accounting Theory, Wadsworth Publishing Company, Inc., 1969, pp. 78~79

松尾憲橋訳「サルモンソン現代会計学」95頁

注12) R. S. Gynther, Accounting for Price-Level Changs: Theory and Procedures, 1966, pp. 38~41

注13) 注2)を参照

「インフレーション会計と歴史的原価概念」（東山）

注14) D. L. McDonald, Comparative Accounting Theory, 1972, p. 92

注15) R. K. Jaedicke & R. T. Sprouse, Accounting Flows; Income, Funds, and Cash, Prentice-hall, 1965, pp. 57~61

古川栄一監訳「利益と資金の会計」77~82頁

V F A S B の見解と S S A P 7 の見解

アメリカのインフレーション会計に関する展開には、2つの系譜が存在している。第1の系譜は、一般物価指数による財務諸表数値の全面的修正を提唱するものである。即ち、貨幣の一般的購買力を同質的な測定単位とする会計記録・計算の展開にほかならない。それに対して、第2の系譜は、主として棚卸資産や有形固定資産について、個別的・具体的な項目ごとに取替原価を算定し、もって期間収益に対応する期間費用（売上原価や減価償却費など）の計上を提唱するものである。

こうした上記の2つの系譜のうち、これまで、第1のそれを主流的見解として踏襲してきた経緯がある。例えば、A I C P A（アメリカ公認会計士協会）は、会計研究叢書第6号（1963）^{注16)} や A P B ステートメント第3号（1969）^{注17)}などを通じて、いわゆる一般物価水準変動会計を提唱し、一般物価指数によるインフレーション会計を主張した。F A S B（アメリカ財務会計基準審議会）が1974年12月に発表した公開草案「一般購買力単位による財務報告」も、A I C P Aのそのような見解を全面的に踏襲している。

そこで、この公開草案の内容であるが、ここでは、修正計算の詳細にたどりることはさしひかえ、その特徴を要約して列挙すれば、次のようになる。^{注18)}

- (1)修正計算に用いる一般物価指数は、G N P 価格デフレーター（消費者物価指数、卸売物価指数、総合建設費指数などを单一指数によりこんだ実質・名目国民総生産比率）を採用すること。
- (2)貸借対照表作成日を修正のための基準時点とすること。
- (3)修正手続は年度財務諸表の全項目について適用し、帳簿記録の全面的修正はしないこと。

「インフレーション会計と歴史的原価概念」（東山）

- (4)貨幣項目から生ずる購買力利得・損失を損益項目として計上すること。
- (5)一般購買力による修正財務諸表を、歴史的原価に基づく基本財務諸表の補足表として開示すること。
- (6)修正差額である株主持分を残余残高として单一数値で示すこと。
- (7)外貨建て項目はドル換算後に修正手続をすること。

FASBも強調するように、こうして作成される財務諸表は、歴史的原価からの離脱を意味するものではない。また、それは、「財務情報を作成するための会計原則について、なんらの変更を示すものでもない」。^{注19)}さらに、一般物価指数による財務諸表の修正は、客観的かつ検証可能な歴史的原価資料を、同質的な測定単位で再表示することによって、歴史的原価会計が喪失する計算合理性の回復をはかることになる。このことを通じて、それは、貨幣価値下落が及ぼす悪影響、例えば架空利益の計上、資産の過小表示、財務諸表の比較可能性の喪失、財務報告への不信などの排除を企画するのである。

従って、AICPAなどの会計諸団体が会計制度の直接の担い手として、こうした会計方法をインフレーション会計の主流的見解として踏襲してきたことには、それなりの根拠を見出すことができるのである。

ところで、FASBの公開草案は、当初、1976年1月1日以降からはじまる会計年度からその適用を企画していたが、未だ、それは実現されておらず、また1975年末に予定されていた最終報告書も、今日に至るも発表されていない状況である。しかし、FASBの公開草案は、物価指数の厳密性や修正計算の複雑性を問わないものとすれば、インフレーション会計の制度化にひとつの方向を示唆するものとして注目されねばならない。少なくとも、それは、インフレーション会計の主流的見解から導出された制度的提案ということができるからである。

一方、イギリスの場合も、アメリカとほぼ同様な状況が進行している。イギリスでは、伝統的に歴史的原価による会計が行われてきたが、1960年代後半以降、インフレーションの会計に与える影響がようやく顕著となるに及んで、なんらかの形でその影響を財務諸表に反映させる必要が痛感されるようになった。その方法として、イギリスでは、大別して、(1)一般物価水準修正した財務

「インフレーション会計と歴史的原価概念」（東山）

諸表を、原則として歴史的原価に基づく基本財務諸表の補足表として添付する方向と、(2)現在原価会計による基本財務諸表を作成する方向の2つが一般に考えられてきた。このような状況下で、イングランド・ウエールズ勅許会計士協会（I C A E W）などの会計士団体によって構成されているASSC（会計基準専門委員会）は、(1)の方向でインフレーション会計の制度化をはからうとしたのである。

そして1973年と1974年に次の様な一連の文献が出された。

ASSC., Accounting for Changes in the Purchasing Power of Money
(ED 8), The Accountant, Jan, 18, 1973

ASSC., Accounting for Changes in the Purchasing Power of Money
(SSAP 7), Accountancy, June 1974

最初のED 8はSSAP 7の公開草案である。いま、そのSSAP 7の要点を列挙すれば次の通りである。

- (1)基本財務諸表は、歴史的原価に基づいて作成すること。
- (2)貨幣項目を除くすべての項目について貨幣購買力修正を行なうこと。
- (3)貨幣購買力修正は次の算式で行なうこと。

$$\frac{\text{当該年度末の小売物価指数}}{\text{歴史的原価に基づく財務諸表上の数値} \times \frac{\text{計上時的小売物価指數}}{\text{指數}}} = \text{貨幣購買力修正數値}$$

- (4)基本財務諸表に、修正財務諸表を補足表として添付すること。
- (5)補足表は、最初の年度を除き、対前年度比較の形式で示すこと。
- (6)補足表には必要な注記を行なうこと。

このSSAP 7が提案する貨幣購買力修正会計は、基本的にアメリカの一般物価水準修正会計と、まったく構想を同じくするものである。即ち、基本的な財務諸表として、歴史的原価に基づく財務諸表があり、その基本的な財務諸表に対して、一般物価水準で修正した財務諸表を補足表として添付するという体系が考えられている。若干、アメリカの場合と異なるのは、SSAP 7の場合、貨幣項目に対する修正が予定されていない点と、いまひとつ、その修正に使う指標がアメリカの場合には文字どおり一般物価指数であるのに対して、イギリ

スの場合には一般物価指数という意識の中でも、特に小売物価指数（消費者物価指数）がとられている点である。

この小売物価指数をとる意味が、単なる指標の技術の問題なのか、或いはもう少し会計の哲学、インフレーション会計の哲学を反映するものなのか、おおいに問題となるところではあるが、とにかく修正に用いる指標が違うという点が、一つの顕著な相違点となっている。

なお、このSSAP7は、通常の場合ではイギリスの財務会計基準となるべき筋合いのものであるが、現在、イギリス政府筋がそれに対して消極的な態度をとっている関係で、強制力をもった基準にはなっていない。

注16) The Staff of the Accounting Research Division, AICPA, Reporting the Financial Effects of Price-Level Changes, ARS No. 6, 1963

片野一郎監訳「物価水準変動財務報告」昭47

注17) Accounting Principles Board of AICPA, Financial Statements restated for General Price-Level Changes, APB Statement No. 3, 1969

新井清光監訳「物価水準変動会計」昭46

注18) Financial Accounting Standards Board, Financial Reporting in Units of General Purchasing Power, Exposure Draft, Dec. 31, 1974

注19) Financial Accounting Standards Board, ibid., p. 7

VI 結 語

近年、インフレーション会計という名のもとに、個別物価の変動に対応する会計、即ち取替原価会計や現在原価会計が主張されてきている。それは、アメリカのSECの見解やイギリスの政府機関によるサンディランズ・リポートなどに見られるところである。^{注20)} しかし、これらの主張は、「インフレーション会計の展開の項」で検討した如く、一般物価水準の修正を無視している点で明らかに狭義の時価主義会計の提唱であると考えられる。従って、こうした主張は、時価主義会計そのものであり、インフレーション会計の展開というより

「インフレーション会計と歴史的原価概念」（東山）

は、むしろ、原価主義会計に対する明らかな挑戦であると受けとめざるを得ない。

それにもかかわらず、ここで一考を要する問題が存在する。それは、素朴にも、インフレーションの現象形態に関する定義付けである。貨幣の購買力が低下するということに異論はないとしても、一国の全体としての貨幣購買力が低下することをいうのか、或いはより狭い地域ないしはセクターにおけるそれをもインフレ現象と見なし得るのかということである。一般購買力指数は、勿論一国全体の購買力変化を示すものであるが、或る地域の指数、或るセクターの指数というのもも考えられ得るのではないか。それは恐らく、個別物価指数と呼ばれるであろう。とすれば、一般購買力指数が唯一のインフレ指数といえるのかどうか。セクターによっては、インフレの度合いは異なり得るのではないか。このことが、さきの時価主義会計の主張者をして、インフレーション会計と呼ばしめた源泉になっている様に思われる。この点で、彼らの主張は、経済学上の議論はともあれ、会計学上新たなる示唆に富むものと受けとめざるを得ない。

さて、インフレーション会計における歴史的原価の役割に関しては、その必要性を認めないサンディランズ・リポートを除けば、どのインフレーション会計の主張者も、歴史的原価情報の開示の必要性を認めている点で見解の一致をみている。即ち、伝統的・慣習的な基本財務諸表が、歴史的原価概念に基づいて作成されるのに対して、物価変動の影響をうけて修正される数値は、補足情報として、補助財務諸表において開示される。

このように、歴史的原価情報は、企業会計における柱となっているのであるが、それが「記録された企業経験」を示すものであるということを強調する立場から、もしこれを除外して考えるとすればどうなるか、という問題を提起して、次のように述べているリトルトン・チンマーマンの文章を引用して、しめくくりにかえることとしたい。^{注21)}

「いま現在の諸行為と近き将来の種々の代替的行為が記録された企業経験をすべて除外すべきであるとするならば、年次会計報告は、一連の物価指数の適用によって引き出されたその時点での価値による計算と、殆んどかわらな

「インフレーション会計と歴史的原価概念」（東山）

いものに退化してしまうだろう。このような結果は、繰返し変動するものだろうし、歴史的取引金額との直接的な連続性も欠くだろ。即ち、記録された結果は、正常な専門的評価に入り込む他の諸要素に関する知識を、管理者に提供しないだろ。もし記録された企業経験が、ばやかされ、或いは無視されたとすれば、期待の研究から明らかなように、種々の代替案に対する管理上の選択は、『その歴史』、現在の決定に重要な衝撃をもちうるような歴史に対して、特定企業における効果的な方向づけの欠如した危険な、あて推量となるだろ。」

注20) 注2)参照のこと。

注21) A. C. Litteton & V. K. Zimmerman, op. cit., p. 196

